

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月26日

広島県公安委員会

委員長 小 西 秀 宣

広島県公安委員会規則第4号

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条の2中「、道路標識等による」を「道路標識等による」に改め、「（最高速度の規制にあっては、当該最高速度が令第11条に規定する自動車の最高速度（高速自動車国道の本線車道（令第27条の2に規定する本線車道を除く。）を通行する場合は令第27条第1項に規定する最高速度）より低い場合に限る。）」を削り、「又は」を「及び」に改め、同条に次のただし書きを加える。

ただし、この条及び次条における最高速度の規制は、令第11条又は第27条第1項に規定する最高速度より低い場合に限るものとする。

第3条の3中「、最高速度」を「最高速度」に改め、「（当該最高速度が令第11条に規定する自動車の最高速度（高速自動車国道の本線車道（令第27条の2に規定する本線車道を除く。）を通行する場合は令第27条第1項に規定する最高速度）より低い場合に限る。）」を削る。

別表第2の48の項中「東広島市西条町田口字古河1197番11先」を「東広島市八本松町吉川378番1先」に改め、同表48の2の項を次のように改める。

48の2	県道吉川大多田線	東広島市八本松町吉川378番1先から 東広島市吉川工業団地5708番2先まで
------	----------	---

別表第2中113の12の項を113の13の項とし、同項の次に次のように加える。

113の 14	廿日市市道昭北7号 線	廿日市市木材港北1069番4先から 廿日市市木材港北1069番6先まで
------------	----------------	--

別表第2の113の11の項の次に次のように加える。

113の 12	東広島市道下野原線	東広島市吉川工業団地5699番先から 東広島市吉川工業団地5681番先まで
------------	-----------	--

別表第2の124の項中「広島市南区出島二丁目13番先」を「広島市南区出島二丁目30番

先」に改め、同項を同表の124の2の項とし、同表の123の項の次に次のように加える。

124	臨港道路出島1号線	広島市南区出島三丁目4番先から 広島市南区出島三丁目1番先まで
-----	-----------	------------------------------------

別表第2中125の項を125の2の項とし、同表の124の2の項の次に次のように加える。

125	臨港道路宇品1号線	広島市南区宇品海岸一丁目13番先から 広島市南区宇品海岸一丁目14番先まで
-----	-----------	--

別表第2の128の項の次に次のように加える。

128の 2	臨港道路海田埠頭線	安芸郡坂町北新地四丁目6番先から 安芸郡坂町北新地二丁目3番先まで
-----------	-----------	--------------------------------------

別表第2の129の項を次のように改める。

129	臨港道路箕沖1号線	福山市箕沖町110番1先から 福山市箕沖町109番5先まで
-----	-----------	----------------------------------

別表第2の129の項の次に次のように加える。

129の 2	臨港道路箕沖2号線	福山市箕沖町109番5先から 福山市箕沖町109番3先まで
129の 3	臨港道路廿日市南線	廿日市市木材港南10番先から 廿日市市木材港南1番先まで
129の 4	臨港道路廿日市北線	廿日市市木材港南1番先から 廿日市市木材港北6番先まで
129の 5	臨港道路廿日市草津線	広島市佐伯区五日市港四丁目1番先から 広島市西区商工センター八丁目4番先まで

別表第2の131の項の次に次のように加える。

--	--	--

132	大竹市道玖波青木線	大竹市油見三丁目1272番先から 大竹市立戸二丁目2401番6先まで
-----	-----------	---------------------------------------

附 則

この公安委員会規則は、令和2年4月1日から施行する。